集会所使用細則

第１条（目的）

この使用細則は、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）規約第 18 条の規定に基づき、組合員およびその組合員が所有する住宅に居住する者（以下「組合員等」という。）の福祉の向上、教養および親睦を図ることを目的とする会合、その他公的会合に管理組合法人集会所（以下「集会所」という）を使用するために、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、次に掲げる事項に該当する会合に対してはその使用を禁止する。

一　政治活動および宗教活動を目的とすると認められる会合。（ただし、公職選挙法に基づく立会演説会、および個人演説会を除く。）

二　保育活動等法令による設備要件を具備する必要があるもの。

三　騒音、その他近隣の組合員等に迷惑を与えると思われるもの。

四　飲食を主たる目的とした会合と思われるもの。

第２条（使用承認）

集会所の使用を希望する者は所定の様式により「集会所使用細則表」の予約期間に基づき、使用希望月の前月の 15 日より、使用当日迄に理事長に申込承認を受けるものとする。

2　理事長が差支えあると認める場合は、承認を与えないことができる。

第３条（使用目的による優先順位）

集会所使用にあたり、第１条の目的に基づき、集会所の使用目的により「集会所使用細則表」の優先順位を設けるものとし、集会所の予約は、優先順位に従い受付ける。

第４条（緊急時の使用）

本細則の定めにかかわらず、葬儀、災害等緊急時に使用する場合、必要な条件を付して最優先に許可する。よって他の目的の為に使用許可されている場合でも、理事長はこれの取消しができるものとする。

第５条（使用時間）

集会所の使用時間は、平日、休日を問わず午前９時から午後 10 時までとし、1 集会の使用時間は、毎時毎の１時間単位とする。（よって 9 時 30 分～10 時 30 分使用の場合は使用２時間とする。）

第６条（使用料）

集会所の使用料は、年間を通じて同一料金とする。

2　集会所の使用料は、「集会所使用細則表」のとおりとする。ただし土曜日の午後、日曜日、国民の祝祭日および年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）等の使用料は５割を増額する。

第７条（予約の取消し）

予約の取消しは、次の取消申込日よりキャンセル料を徴収する。

一　当日～3 日前……10 割
二　4 日～6 日前 ……5 割
三　7 日以前 ……無料

第 8 条（使用料の減免）

次の事項に該当する会合については、理事長の承認を得て、使用料を減免することができる。

一　管理組合法人活動のための会合
二　秦野南が丘さつき東住宅自治会（以下「自治会」という。）活動のための会合
三　その他県、市、公社等の公的会合

第 9 条（使用料の納入方法）

使用料の納入方法は、原則として使用承認の際、前納とする。ただし、この場合超過使用したものにあっては、使用料を追納するものとする。

第 10 条（使用心得）

集会所を使用するに際しては、次の事項を守らなければならない。

一　使用責任者を定めること。
二　使用時間を守ること。
三　使用に当たっては器具、備品等を丁寧に取扱い、室内を汚損しないこと。
四　火気使用（煙草を含む。）には特に注意し、後始末を完全にすること。
五　使用終了後は後片付けおよび清掃をすること。
六　その他管理組合法人の指示に従うこと。

第 11 条（損害の弁償）

集会所の使用については、前条に定める使用心得を守るものとし、管理組合法人に損害を与えたときは、管理組合法人の査定する損害額を弁償しなければならない。

附則

この集会所使用細則は、昭和 57 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この集会所使用細則は、次の「集会所使用細則表」とともに昭和 58 年 5 月 22 日から効力を発する。

附則

この集会所使用細則は、次の「集会所使用細則表」とともに平成 7 年 5 月 15 日から施行する。

附則

この集会所使用細則は、次の「集会所使用細則表」とともに平成 18 年 5 月 28 日から施行する。

附則

この使用細則は、次の「集会所使用細則表」とともに平成 19 年 5 月 13 日に開催の第 26 回定期総会第 2 号議案　特別決議事項“管理組合法人の設立”の可決に伴って設立登記された、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人の登記日から施行する。

附則

この集会所使用細則は、次の「集会所使用細則表」とともに平成 25 年 5 月 19 日から施行する。

集会所使用細則表

優先順位	使 用 目 的	使 用 料 金（一時間）			予約期間	備考
		第 1 会議室	第 2 会議室	和室		
1	・管理組合法人活動のための会合 ・自治会 ・公的会合（県、市、公社等）	減免	減免	減免	12 カ月	
2	・自治会組織内のクラブの会合	減免	減免	減免	6 カ月	
3	・団地住民による、団地住民の為の使用で営利を目的としない使用（奉仕活動）	150 円	150 円	150 円	6 カ月	会費の徴収がないこと
4	・団地住民による、団地住民の営利を目的としない使用 （サークル活動、発表会等）	150 円	150 円	150 円	3 カ月	会費の徴収があること
5	・団地住民による、謝礼などの金銭の授受がある使用	600 円	300 円	300 円	1 カ月	